

グループホーム憩のもり 認知症対応型共同生活介護事業所

運営規程

(事業の目的)

第1条 社団医療法人英静会が開設する（認知症対応型共同生活介護事業）グループホーム憩のもり（以下「事業所」という。）が行う認知症対応型共同生活介護（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が、認知症で要介護認定の結果、要支援2及び要介護と判定された高齢者に対し適正な介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の職員は、利用者に家庭的な環境のもとで入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るようにするものでなければならない。

2 事業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めなければならない。

3 事業者は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設その他の保健、医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 グループホーム憩のもり
- ② 所在地 栃木県日光市根室字十石尻607-7

(職員の数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名(常勤)

- ・管理者は、業務に支障がない範囲で事業所の介護職員を兼務する。
- ・管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- ② 計画作成担当者 1名(常勤)

- ・計画作成担当者は、業務に支障がない範囲で事業所の介護職員を兼務する。
- ・計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、連携する施設、病院等との連絡、調整を行う。

- ③ 介護職員 6名程度

- ・介護職員は、利用者の日常生活に必要な介護及び支援を行う。

(利用者の定員)

第5条 利用定員は9名とし、全室個室とする。

(介護の内容)

第6条 認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。

- ① 入浴、排泄、食事、着替え等の介助
- ② 日常生活上の世話
- ③ 日常生活の中での機能訓練
- ④ 相談、援助

(介護計画の作成)

第7条 認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及び、そのおかれている環境を踏まえて、個別に認知症対応型共同生活介護計画（以下介護計画）を作成する。

- 2 介護計画の作成、変更に際しては、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
- 3 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常に、その実施状況についての評価を行う。

(短期利用共同生活介護)

第8条 当事業所は、各共同生活住居の定員の範囲内で、空いている居室や短期利用者専用の居室等を利用し、短期間の指定認知症対応型共同生活介護（以下「短期利用共同生活介護」という。）を提供する。

- 2 短期利用共同生活介護の定員は一の共同生活住居につき1名とする。
- 3 短期利用共同生活介護の利用は、あらかじめ30日以内の利用期間を定めるものとする。

- 4 短期利用共同生活介護の利用に当たっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、当事業所の計画作成担当者が認知症対応型共同生活介護計画を作成することとし、当該認知症対応型共同生活介護計画に従いサービスを提供する。
- 5 入居者が入院等のために、長期にわたり不在となる場合は、入居者及び家族の同意を得て、短期利用共同生活介護の居室に利用することがある。なお、この期間の家賃等の経費については入居者ではなく、短期利用共同生活介護の利用者が負担するものとする。

(利用料等)

第9条 本事業が提供する認知症対応型共同生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とする。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

- ② 家賃 1日につき 2,800円
- ③ 食材費 朝食500円 昼食600円 夕食600円 おやつ120円
- ④ 理容料 1回につき 1900円
- ⑤ オムツ、尿取りパット、紙パンツ（施設備品を使用した場合）

(一枚) オムツSサイズ 125円

オムツMサイズ 145円

オムツLサイズ 165円

尿取りパット 45円

紙パンツ 165円

- ⑤ その他、日常生活において通常必要となる費用で、利用者が負担することが
適当と認められる費用実費。

- 2 月の途中における入居または退去については日割り計算とする。
- 3 病院等に入院せざるをえない場合で、かつ入院期間中、事業所の部屋の確保を希望する場合及び外泊等の場合には、日額2,800円の支払いを受けるものとする。
- 4 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、（保険者から交付された介護保険負担割合証に記載された利用者負担の割合とする）利用日翌月の27日（休祝日の場合は翌営業日）に原則各金融機関による自動引き落としにて支払うこととする。尚、自動引き落としの手続きが完了するまでの間は現金又は銀行口座振り込みによって指定期日までに受

けるものとする。なお銀行口座振り込みによって支払をする際の振込手数料は利用者負担とする。

- 5 希望により医師の往診を受けた場合、その費用実費は利用者負担とする。

(入退去についての留意事項)

第10条 認知症対応型共同生活介護の対象者は、要介護認定の結果、要支援2及び要介護と判定された者であって認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たす者とする。

- ① 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
- ② 自傷他害のおそれがないこと。
- ③ 常時医療機関において治療をする必要がないこと。

- 2 入退居の際の注意事項は次のとおりとする。

- ① 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退去してもらう場合がある。

- ② 退去に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退去に必要な援助を行うよう務める。
- ③ 利用者は、次の行為をしてはならない。
- ・ 宗教や習慣の相違などで他人を排撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
 - ・ 喧嘩もしくは口論をなし、泥酔し又は楽器などの音を大きく出して静穏乱し、他の利用者に迷惑を及ぼすこと。
 - ・ 指定した場所以外で火気を用いること（施設内は全面禁煙）
 - ・ 故意に施設若しくは物品に障害を与え、またはこれらを施設外に持ち出すこと。
 - ・ 金銭または物品によって賭け事をする事。
 - ・ 秩序、風紀を乱しまたは安全衛生を害すること。
 - ・ 無断で物品の位置、または形を変えること。

（苦情・ハラスメント処理）

第 11 条

- 1 当事業所が提供したサービスに対し、利用者または家族からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。
- 2 当事業所は、指定認知症対応型共同生活介護（指定介護予防認知症共同生活介護）の

提供に関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 当事業所は、提供した指定認知症対応型共同生活介護（指定介護予防認知症対応型共同生活介護）に係る利用者、家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に必要な改善を行うものとする。

（虐待防止に関する事項）

第 12 条

- 1 当事業所は利用者の人権の擁護、虐待等の防止のため次の事項を講ずるものとする。
 - （1）虐待の発生又はその再発を防止するための対策を検討する委員会を定期的を実施するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - （2）虐待防止のための指針を整備する。
 - （3）介護職員その他の従業者に対し、虐待を防止するための研修を定期的（年 2 回以上）に開催する。
 - （4）前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

（身体的拘束等に関する事項）

第 13 条

1 当事業所は当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図るものとする。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的（年2回以上）を開催する。

(非常災害時の対策)

第14条 非常災害時対策に関しては、別途定める消防計画にのっとり対応する。

(事業継続計画)

第15条 業務継続計画（BCP）の策定にあたって、感染症や災害が発生した場合でも利用者が継続してサービスの提供を受けられるよう業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(秘密保持)

第16条 事業所は、業務上知り得た利用者及びその家族との秘密を保持するが、以下の場合については、情報提供を行なう。またそれ以外については、その都度文書にて確認を行なうものとする。

る。

情報提供する項目：サービス担当者会議 入所・退所・入院に関する情報提供

(衛生管理)

第17条 認知症対応型共同生活介護を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、

常に衛生管理に注意する。

(緊急時等における対応方法)

第18条 職員は、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに医師

の診療を受け、必要に応じ協力病院に搬送する等の措置を講ずるとともに、管理者

に報告しなければならない。

(その他運営についての留意事項)

第19条 事業所は、職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるもの

とし、また業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後1か月程度

② 継続研修 随時

2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるた

め、職員でなくなった後もこれらの秘密を保持すべき旨を、就業規則にて規定

する。

4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人英静会と事業

附則 この規定は、平成16年5月1日から施行する。

附則 この規定は、平成17年2月1日から施行する。

附則 この規定は、平成27年8月1日から施行する。

附則 この規定は、平成28年9月1日から施行する。

附則 この規定は、平成31年3月1日から施行する。

附則 この規定は、令和2年10月1日から施行する。

附則 この規定は 令和6年10月1日から施行する。

附則 この規則は 令和7年4月1日から施行する。